

議案第48号

静岡市介護保険条例の一部改正について

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例

静岡市介護保険条例（平成15年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「32,900円」を「37,900円」に改め、同項第2号中「42,800円」を「49,300円」に改め、同項第3号中「49,400円」を「56,900円」に改め、同項第4号中「59,300円」を「68,300円」に改め、同項第5号中「65,900円」を「75,900円」に改め、同項第6号中「79,000円」を「91,000円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「とする」を「とし、当該額が零を下回る場合には、零とする」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号中「85,600円」を「98,600円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「98,800円」を「113,800円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「112,000円」を「129,000円」に改め、同号ア中「500万円」を「400万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第10号中「131,800円」を「136,600円」に改め、同号ア中「700万円」を「500万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第11号中「148,200円」を「189,700円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第10号の次に次の4号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 151,800円

ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適

用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 159,300円

ア 合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 170,700円

ア 合計所得金額が850万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 178,300円

ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第14条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「19,700円」を「22,700円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「32,900円」を「37,900円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「46,100円」を「53,100円」に改める。

附則に次の3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

18 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第14条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とす

る。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

19 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

20 附則第18項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市介護保険条例第14条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。